

名古屋市達第10号

健康福祉局
食品衛生検査所

名古屋市食品衛生検査所処務規程（昭和43年名古屋市達第13号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 検査所に次の組織を置く。 所 長 補 佐（微生物検査） 所 長 補 佐（理化学検査） （略）	第 3 条 検査所に次の組織を置く。 所 長 補 佐（検査業務管理） 所 長 補 佐（監視検査） （略）
2 （略）	2 （略）
3 検査所における庶務及び経理に関する 事務は、所長が特に指定する場合を除 き、所長補佐（微生物検査）が担当す る。	3 検査所における庶務及び経理に関する 事務は、所長が特に指定する場合を除 き、所長補佐（検査業務管理）が担当す る。
4 （略）	4 （略）

附 則

この達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。